

## 実質化された人・農地プラン(公開用)

|       |               |           |          |
|-------|---------------|-----------|----------|
| 市町村名  | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
| 大網白里市 | 南横川地区         | 令和2年5月26日 |          |

### 1 対象地区の現状

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ①地区内の耕地面積                            | 169ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 109ha |
| ③地区内における61才以上の農業者の耕作面積の合計            | 80ha  |
| i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計                | 26ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 54ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 3ha   |
| (備考)                                 |       |

### 2 対象地区の課題

南横川地区において、61歳以上の営農者が75%を占めており、後継者に関してもほぼ同じ数値が出ている。アンケート結果では多くの方が、「当面は現状維持」との回答をされているが、5～10年後の将来を見据えると、地域内の担い手へ集約を検討していく必要がある。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南横川地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者を中心に農地の集積を進めていくことを基本方針とする。  
また、現状維持と回答された方が多いことから、南横川RCにおける組織化(組合加入)を進めていく。

#### (参考)中心経営体

○経営体数  
法人 1経営体  
個人 8経営体

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

南横川地区の農地は基盤整備をおこなわれているため、条件の良い土地が多い。担い手へ集積されたあと、畦畔の撤去などにより大規模区画化などを進め、集約化を図る。

**農地中間管理機構の活用方針**  
南横川地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、中心経営体(認定農業者等)を除く農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。  
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

※農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

#### (参考)農地の貸付け等の意向(中間管理、利用権、売却等)

29名 18.34ha